特241
99

# 増税の必然性と国民生活安定の行方

税制改革案は大衆負擔を加重する

山上進著

10 sen

*0031083000*

0031083-000

特２４１－９９

増税の必然性と国民生活安定の行方

山上進・著

さんもん書房

昭和１１

AEB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

.343

目次

大増税の必然性
驚くべき歳算の膨脹……三
税制改革案の目標
負擔の均衡と財政戰時體制化への準備……七
税制改革の方針……一〇
税制改革案の全貌
直接税……一一
間接税……一五
新税……一八
地方税……二〇
地方財政調整制度の確立……二四

昭和二年 本館 二

## 目次


**税制改革案を批判する**

國民生活は安定するか……二五

或る程度是正された負擔の不均衡……二七

所得税の改正は負擔輕減に逆行する……三〇

財政收入强化のための賣上税……三三

消費税の增徵は反大衆的である……三五

大衆と有產者との負擔の比較……三九

**國民生活安定の行方**

增税によつて果して財政は强化されるか……四二

新しく生じる負擔の不均衡……四四


特24 97

# 大增税の必然性

## 驚くべき豫算の膨脹

今までに幾度か唱へられながらも、敢へて實行されなかつた增税が、遂に馬場藏相の手によつて斷行されることになつた。政府は『税制整理』といふ言葉を使つてはゐるが、增税の爲の税制整理であることは勿論である。廣田内閣は其の組閣當時に、『國民生活の安定』の一項を其の表看板に掲げてゐた筈である。馬場藏相も其の聲明に

『國民負擔の不均衡を是正致し、直接間接に國民生活の安定に資すると共に、相當程度の增收を擧げ、財政の强化を圖り、幾多重要國策の遂行を容易ならしめんとするもの……』

と述べてゐる。

しかし增税が、國民大衆の經濟生活に新しい負擔となることは當然で、しかもそれが四

億とか五億とかいふ大増税であるに於ては、なか〳〵の重荷である。その結果政府當局者が考へてゐるやうに、相當の増收を擧げ、財政狀態が安定し、重要國策が遂行される前に國民生活の安定がぐらついてしまふ樣な有樣では、折角の重要國策もなんにもならない。

しかしながら、現在の我が國の財政からみると、百億に達する公債が既に累積し、しかも年々増加する國費を赤字公債だけではどうにもひもれなくなつた以上、増税もまたやむを得ないものであることは認め得る。しかし此のことは、今度の税制整理が、政府當局の言ふ如く、果してどの程度に國民の租税負擔の均衡を圖り、大衆負擔の輕減に役立つか又役立たないかといふ問題とは、おのづから別問題である。

我國が對外的には益々非常時的の色彩が濃厚であり、對内的には電力問題をはじめ種々の重要國策を控へてゐる以上、國費の膨脹は當然避け得べからざる問題である。この中でも最も重要なる軍事費についてみれば、

陸軍は繰延豫算三億三千六百萬圓に滿洲事件費として一億八千萬圓、その外三十億圓十ケ年計畫の第一次國防計畫案なるものがあつて、これが平均年度割によつて今年度額は三



億圓となるから、其の合計八億一千六百萬圓となり、今年度の五億八百萬圓に比べると三億圓强の膨脹となる。

海軍も無條約時代に直面した結果、當然主力艦の代艦建造、空軍の擴張等によつて八億圓に達する豫算が豫定されてゐるので、陸海軍部豫算の合計は十八億の巨額となり、本年度に比べて約六億に近い膨脹となるのだ。勿論豫算閣議では接衝の上多少の削減は受けるであらうが、本年度の十億六千萬圓よりはるかに増加するであらう事は當然考へられることである。

この外百億に達する國債利子の累積、爲替差損金及び電力國營其の他國策遂行に伴ふ當然の豫算増加等を加算すれば、來年度豫算の總額はまさに三十三億圓に達することになるのである。この額がそのまゝ實行豫算に移されるとは勿論考へられないが、しかし本年度の二十三億圓をはるかに超過するであらうことは確實である。

今假りに來年度の豫算總額を本年度の豫算よりも五億圓増加の二十八億と見積ると、本年度に於てすら七億圓の赤字公際を發行してゐるのだから、不足額は即ち十二億圓といふ

莫大な數字になるのである。自然增收が殖へるとは言へ、數字的には極く僅かのものでしかない。しかもこの巨額の赤字を全部赤字公債で埋合はせると云ふことは國家の財政々策上到底不可能の問題である。この結果として增稅の斷行は必然であり、特別會計の繰入れ煙草、郵便料金の値上げ、關稅の增徵等も當然避けることの出來ない問題となつて來たのである。

こゝに增稅は必然のものとなつた。しかもこの增稅は一時的のものでなく、經常歲入の增加を目的とするものでなければならない。しかも公平に、國民大衆の生活を脅威することなしに、無駄な手數のかゝらないやうに稅金を取りあげることは、しかし言ふべくしてなか〳〵困難な問題である。

以下今度の稅制改革案の全貌と、それが吾々の經濟生活にどんな影響があるかに就いて述べて見やう。



# 稅制改革案の目標

## 負擔の均衡と財政の戰時體制化

我が國財政の現狀は以上述べたやうに、赤字公債の增發と增稅とを併行して行はなければならない狀態にあるので、今後も增發を豫想されてゐる赤字公債の消化に、支障をきたさないやうな方法によつて增稅しなければならない。

そこで今度の稅制改革は先づこの點に十分の用意がなければならない。又大藏當局から發表された稅制改革の目標によれば國民の負擔の均衡を計ることに其の重點を置いたとのことである。即ち

一、中央地方を通ずる稅制の根本的改革を行ひ國民租稅負擔の均衡を圖ること

(一)地方的負擔の不均衡を是正すること

(二)動産と不動産との間における負擔の不均衡を是正すること

(三)法人と個人との間における負擔の不均衡を是正すること

二、租稅收入の增加を圖り以て財政の基礎を確立すると共に現代の國費を擴張後代國民の負擔に遺すが如きことなからしめること

三、中央地方を通じ彈力性ある稅制を樹立すること

にあるのだ。當局はこの目標のもとに、國稅の增稅總額六億圓、地方稅の減稅額三億圓といふ實に劃期的の大規模な稅制改革を斷行したのである。

馬場藏相は其の發表に當つて、

「今回の稅制改革は其の意義においても、將又其の規模に於ても、我國稅制史上、正に劃期的のものであると申して過言でないのでありますが、……」

と聲明してゐる。事實今度の稅制整理案は量に於ても、質に於ても、未曾有の大改革であることは疑ひない。しかし吾々は今度の改革案が負擔の均衡と併行して我國財政の戰時體制化への一段階であることも見逃すことは出來ない。



以上の目標のもとに行はれた今回の稅制改革が、はたして其の目標通りの効果をあげ得るものであるか否かに後述の批判の項に述べるが、改革の方針として當局から發表されたものを要約すると、次の通りである。

## 稅制改革の方針

▲中央地方を通しての稅制改革、特に一億三千萬圓に達する戶數割の廢、家屋稅本稅の中央移管、之に交るものとして地方交付金制度の確立、即ち國稅と地方稅とを打つて一丸としたところに意義がある。

▲法人と個人、動産と不動産、都市と農村との間の負擔の不均衡を是正し、法人、動産都市に重く、個人、不動産、農村に輕くすること、この點は今度の改革案を貫く精神となつてゐる。

▲國稅體系としては從來同樣所得稅を中樞とし、これを補ふものとしての地租營業收益稅、資本利子稅のほかに、第二次的補充稅として財產稅を創設し直接稅の體系を完

備すると共に、税制に彈力性を與へること。

▲負擔の均衡を圖ると共に彈力性ある税制を樹立する爲、新に流通税として賣上税、有價證券移轉税を設け、之に對して輕率の賦課を行ふこと。

この財産税と賣上税の新設は注意を惹く點で、今でこそ輕率の賦課ではあるが、一日緩急のある場合は其の税率を引上げることによつて、簡便に增收を圖ることが出來るのであるから、其の善惡はしばらくおき、これ當然財政の戰時體制化への第一歩であるとみるべきであらう。

# 税制改革案の全貌

## 直接國税

### 所得税



國税の中樞をなすものとして增税負擔額多く、法人に對しては特に加重されてゐる。所得税の改革のうち最も劃期的のものは、國債利子に對する課税である。國債利子の所得税免除は日露戰爭後の國債膨脹に備へる爲、明治四十二年法律によつて規定されたのであつたが、負擔の均衡を目標とする今回の改革に於て課税されることになつた。しかし今後の國債發行に支障を來たさない爲に一定率の控除規定と一部源泉課税の採用とでその點を緩和してゐる。

▲法人に對する所得税は普通所得の税率を倍加し、超過所得においては税率の增加と共に超過限度を引下げた。即ち資本金額に對して年七分の割合をもつて算出した金額を超ゆる金額百分の八、同一割五分の割分を以て算出した金額を超へる金額百分の十六、同二割の割合を以て算出した金額を超ゆる金額百分の二十八となつたので、大體現行率に對し二倍から二倍半の增徵となつた。尙國債利子の免税を廢止して、法人に對しては二割五分の控除を行つた上課税することになつた。

この結果法人所得税は本税のみで現在七千萬圓であるから、全體的に八割程度の增徵と

みて五千六百萬圓の增收となるわけである。

▲第二種源泉課稅は稅制政策上種々議論のあつたもので、從來から第二種所得たる公債利子、社債利子、銀行預金利子、貸付信託利益は當然第一種及び第三種に綜合課稅さるべきであるとされてゐた。今回の改革に於ては形式的ながらこれが實現したのであるが、綜合に際して地方債利子、社債利子、銀行預金利子及び貸付信託利益金額は三割、國債利子については免稅を廢止し利子金額の五割を控除したものに對し綜合課稅するといふ緩和規定が設けられてゐる。

なほ第三種へ綜合の場合は納稅者の申告により源泉課稅を行ひ比例稅を賦課することになつてゐる。この場合、納稅者が脫稅の意思があつて申告を行はない場合は、稅務當局の認定によつて全部の綜合課稅を賦課されることになるから、頗る不利となるのである。

この第二種所得中の乙の所得は現行の百分の七・五を百分の一〇に改められた。

團體組合及び貯蓄銀行の定期積立金を除く預金にも、元本二千圓を超ゆる場合には免稅を廢止し、利子金額の四割を控除したものに綜合課稅する事になつた。



▲第三種所得稅免稅點が千二百圓から千圓に引下げられ、最低率百分の〇・八はそのまゝ据置き、最高の四百萬圓に對する百分の三十六を百分の五十八に引上げ、少額者に輕く多額者に重い超過累進稅率のもとに現在の負擔額に對し、平均三割の增稅が行はれた。

しかし面白いことには最高額四百萬に對する百分の五十六といふやうな高率の所得稅を徵收されるものは、現在の處我國には一人もないのだ。反對にこの免稅點千圓は種々論議の的となる點で、農村でこそ千圓はたいした重課ではないかもしれないが、都市に於てはなか〳〵の重課である。之の點に就ては後日の改革案世評の項で說明しやう。

### 地　租

地租の稅率は現行通りで改訂されなかつたが、土地賃貸價格の改訂の結果田畑租は輕減されることになり、一方住宅地地租額增加制限規定を廢止し、少額地租免除の範圍を一圓から五圓に擴大した。

### 營業收益稅

個人の營業收益稅の最低課稅點を四百圓から六百圓に引上げた。稅率も純益千圓以下百

分の二(現行百分の二・二)、千圓以上三千圓以下百分の二・六(現行通り)、三千圓を超ゆるもの百分の三(現行百分の二・六)と改正された。これは小商工業者の現在の疲弊狀態からみて當然であらう。

法人に對しては稅率現行百分の三・四から百分の四に引上げ負擔の均衡をはかつてゐる

**資本利子稅**

次の如く稅率が改訂された。

甲種　國債利子百分の二(現行通り)地方債利子百分の四(現行百分の二)その他百分の五(現行百分の二)

乙種　百分の五(現行百分の二)

產業組合及び貯蓄銀行の定期積立金を除く預金で元本二千圓を超ゆる利子に對しては百分の四を課稅する。

其の他本邦人の所有する外貨債に對しても課稅することになつた。この本邦人の所有する外貨債は約三億九千萬圓と推定されてゐるが、その大部分は法人の所有である。



**家屋稅**

現在地方稅である家屋稅を中央に移管し、本稅及び付加稅を通じて約二割の輕減をはかることになつてゐるが、賃貸價格の調査のため昭和十三年度から實施されることになつてゐる。

**相續稅**

十割程度の增稅を行ひ、相續財產三萬圓以下のものに對しては家族控除の制度を設け、延納年期の七ケ年を十ケ年に延長された。

## 間接稅

**酒稅**

酒の種類によつて等級を分け、法定納期制度を庫出課稅制度に改め、各酒類の負擔の均衡に留意して平均二割程度の增稅が行はれた。即ち庫出後高級品になるものには重課されたわけである。其の稅率は

第一類　清酒第一種　一石に付四十二圓（酒精分二十度を超ゆるときは二十度を超ゆる一度毎に二圓六十錢を加へた金額）

第二種　一石に付四十八圓（同　二圓四十錢）

第三種　一石に付四十二圓（同　二圓三十錢）

第四種　一石に付四十四圓（同　二圓二十錢）

第二類　清酒　一石に付五十二圓（同　二圓六十錢）

濁酒　一石に付四十圓（同　一圓）

白酒　一石に付四十八圓（同　二圓四十錢）

味醂　一石に付四十八圓（同　一圓）

麦酒　一石に付四十圓（現行一石に付二十五圓六割増税）

果實酒　一石に付三十圓

其の他の酒　一石に付五十圓（同　二圓五十錢）

酒精及び燒酎は專賣制度を採用し、現在の製造業者を免許制度として毎年政府が造石數を指定し、製品は一度政府が買上げ改めて賣渡した形式をとつて、公定市場で販賣すること



となつた。

織物消費税

一割程度の増税を行ひ、メリヤス、レース、フェルトに課税すること。

印紙税

現行の階級定額税を課する證書の税率を次の如く改めた。

記載金高五十圓以下のもの三錢、同百圓以下のもの五錢、同千圓以下のもの五十錢、同一萬圓以下のもの一圓、同十萬圓以下のもの三圓、同十萬圓を超ゆるもの五圓、記載金高なきもの五錢。

委任狀の税率には現行の二錢を三錢とする。

現行法で三錢の定額税を課する證書、帳簿の中、約束手形及び爲替手形を除き税率を五錢とする。

約束手形及び爲替手形の税率を階級定額税とし、記載金高百圓以下のもの三錢、同千圓以下のもの二十錢、同一萬圓以下のもの五十錢、同一萬圓を超ゆるもの一圓とする。

預金通帳以外の通帳の税率は現行五錢を十錢、判取帳の五十錢を一圓とする。

**登錄税**

不動産に關する登錄税率は何れも引下げられ、會社創立、增資の場合の税率は現行千分の五を千分の七に引上げられた。

**砂糖消費税**

二割相度の增税が行はれ、飴に對しても課税されることになつた。

其の他鑛業税、取引所税は何れも或る種の增税を行ふことになつてゐる。

## 新税

**財産税**

法人については拂込資本金と積立金の合計額(繰越缺損額控除)に對し千分の一・五、個人には三萬圓以上の財産(負債控除)に對して千分の一を課税することになつた。この財産税に對しては種々の批判があり、動産の評價に就ては多くの困難が伴ふと思はれるが、當



局は財産評價に關する規定を設け評價の濫止を期すると共に不動産重課の弊を避けると評つてゐる。

**賣上税**

賣上金額年三萬圓を超ゆるものには、賣上金額に對して千分の一を課税される。但し百貨店に對しては千分の三とする。

賣上は物の賣上げのみでなく、私鐵の運賃收入、劇場の入場料收入にも課税され、又卸賣、小賣の別なく課税されるから、商品の原料生產から加工されて完全な商品になるまでには數度課税される事になるのである。

この賣上税は前述の財産税と共に、今回の改革中最も注目されてゐるもので、現在こそ税率は僅少のものであるが、税率を引上げることによつて頗る簡易に多額の增收を得る事が出來る點、財政の戰時體制化への第一歩として多大の意義を持つてゐる。

**有價證券移轉税**

國債には萬分の五、其の他の有價證券には千分の一を其の賣買の際、賣手に對して課税

する。しかし記名有價證券の場合は名義書換への際に課稅する事が容易であるが、無記名證券の場合は脫稅される惧れが多い。この場合は賣買の際契約書の如きものに印紙を貼付して屆けさせるのである。もし之を怠つたものに對しては財産稅の賦課の際本人の不利となるやうに手心を加へる事になつてゐる。

**ガソリン稅**

ガソリンに對しては一ガロン五錢の割で課稅される。この外にガソリンの輸入關稅が五錢程度引上げられるとの事であるから、結局に於ては十錢の値上げとなることになる。

## 地方稅

今回の地方稅の改革は、單に地方稅制上の改革にとゞまらず、地方自治體の本質にまで大影響を與へる劃期的の大變改である。即ち道府縣においては家屋稅が中央に移管され、市町村においては戶數割が廢止され、其の他各種の附加稅が制限される外、雜種稅も整理される結果、初年度約二億二千萬圓、平年度約二億九千萬圓の財源を失ふことになる。



この地方財政歲入の缺陷は、政府から補給されるそれと同額の地方財政調整交付金によつて埋合はせることになるのであるが、樞要なる財源を失ふ地方自治體は政府から支給される限定された交付金によつて事業を左右されることになり、自治體の本質に變化を生ずることになるのである。

しかし一方に於ける稅金負擔の關係に變化を生じ、特に農村は町村稅の五四%を占めると云ふ戶數割の重荷から解放されて　著しく負擔が輕減されることは注目すべきである。

**戶數割の全廢**

戶數割は現在市町村の獨立稅として所得稅的の性質を持ち、總額一億三千八百萬圓に上つてゐる。しかも戶數割は地方によつては、課稅上に情實を伴ひ公正を缺き　負擔重課の傾向があつた。當局としては負擔の不均衡是正の建前からも　所得稅を國改の中心とする立場から戶數割が所得稅的性質をもつてゐることなどにより、改革を機として全廢してしまつた。

**所得稅附加稅**

當局は所得税を國税の中心とする建前から、所得税附加税は府縣市町村とも認めない方針であつたが、特に道府縣に對してのみ本税の一割を認め、制限外課税は絶對に認めないことにした。

**家屋税**

家屋税は昭和二年度から地方税として實施され、府縣を本税とし、市町村で附加税を課して總額一億四百萬圓にのぼつてゐる。このうち本税の約四千萬圓を國税に移管することになつたが、移管に際し二割程度の減税を行ふことになつたので、結局三千四百萬圓が移管されることになる。賃貸價格及び課税率は、市街地は大體現在のまゝであるが、地方は何れも或る程度の輕減をはかることになつてゐる。

この家屋税移管後は府縣及び市町村を通じ本税の十三割の附加税を認めるが、その割合は府縣七割、市町村六割で、特別の場合の外制限外課税を認めないことにした。

**地租附加税及び營業收益税附加税**

賦課制限率を道府縣及び市町村を通じ大體本税の十三割とし、特別の場合のほか制限外



課税を認めないことにした。現在のところでは頻に制限外の課税が行はれてゐるので、本税のみ改正を行つても附加税に對し十分の制限のない限り何の意味もないことになるので今回は嚴重に制限を加へた。

地租附加税は土地賃貸價格の改訂と、附加税率の引下とによつて大體四割の減税となる見込みである。

**特別地税及び同附加税の輕減**

特別地税は府縣が本税を課し、市町村が附加税を課してゐるが、小自作農保護の立場から、大體五割程度の減税を行ふ方針である。

**營業税及び雜種税の輕減**

小商工業者の負擔輕減の爲營業税及び附加税に付大體五割程度、又社會政策的見地から雜種税及び附加税に整理を加へ二割程度の減税をはかる見込みである。

## 地方財政調整制度の確立

『地方税制の改革と併せて、恒久的なる地方財政調整制度を確立し、地方團體の財政の確立を期す』(内務省發表、改革要綱)るため地方財政調整交付金制度が樹立されることになり、これによつて初年度二億二千萬圓、平年度二億九千萬圓を地方に交付することになつた。

交付金額は地方に於ける減税額に相當し、所得税の一部(大體本税の二割程度)及び資本利子税は道府縣の財源として交付し、地租、營業收益税及び家屋税は市町村の財源として交付する。

市町村立の小學校教員の俸給は道府縣で負擔する。

交付金額は法規に規定せず、財源を指定するのみである。この財源に自然增收を生じた場合は將來の交付金の財源として保留する。

交付金配分の原則的方法としては、各道府縣の要求を提出せしめ、國に於て各府縣の管



下の市町村の財政事情を綜合して適宜に審査決定して各道府縣に配分する。

以上が今次の税制大改革案の全貌である。

# 税制改革案を批判する

## 國民生活は安定するか

初めに述べたやうに『國民生活の安定』は廣田内閣の表看板の一つである。庶政の一新もその目標は國民生活の安定にあるわけである。だから税制の改革が庶政一新の根幹をなすものであつてみれば、税制改革によつて國民生活安定の一つの基礎が作られるといふ理論は一應成立つわけである。

しかし税制改革が必ずしも國民生活安定の基礎になるとは限らない。政府は税制の整理

と言つてはゐるが、増税と減税との差引が結局三億圓にのぼる増收となつてゐるのをみれば、整理の結果増收となつたのではなくて、増收を目的としての税制整理であること一目して判る。

又國民の負擔の不均衡を是正することが改革の根本精神であるといふが、不均衡を是正した結果増收になつたのではなくて、増收を得る爲の方法として負擔の均衡をはかつたのであることも確かだ。

こゝで吾々は國民生活の定安と増税との關係について考へなければならない。税金はなるべく輕い程國民の經濟生活は安定するといふこと位は誰でも知つてゐることだ。しかし増税も馬場蔵相の聲明にある如く『國民負擔の不均衡を是正し、直接間接に國民生活の安定に資すると共に、相當程度の増收をあげ財政の强化を圖り、幾多重要國策の遂行を容易ならしめんとする』ためのもので、増税によつて財政が確立され重要國策を遂行し、これがために國民生活の安定が得られるものであるのなら、増税もまた可としなければならない。これは當然である。



しかしながら今回の増税によつて多くの重要國策遂行上、我國財政の將來が果して强化確立されるかどうか、こゝに多くの疑問が生じて來る。國費が今後とも益々膨脹するであらうことは誰の眼にも判り切つてゐることである。公債の増發も免れないことだらう。當局に果して今後に對する透しがあるだらうか。もしも今後膨脹する國費を如何に處置するかといふ點について當局に十分の見透しと確信がないならば、やがて又第二、第三の増税が行はれるのではないかといふ懸念が當然生じて來る。又負擔の不均衡を是正したといふけれども、やがてまた均衡が破れて新しい負擔の不均衡が生じる場合も考へなくてはならない。

この意味に於て吾々は大巣の經濟生活の上から、改革案を十分に檢討し、批判する必要があると思ふ。

## 或る程度迄達成された不均衡是正

しかし今回の改革案が內容的に一つの新らしい方向を有つてゐることは認めることが出

來る。即ち前期資本主義時代の遺物である現行稅法を、新しい時代の國民經濟體制に順應さすべく努力されてゐることである。

現行稅制は我國が低度資本主義國から高度資本主義國へ急速に發展する過渡期に於て、資本の集中に便ならしめるための、時代的思想を反映した政策によつて樹立されたものである。當時に於ては原始產業は冷遇され、商工業が優遇されてゐた。商工業も小規模のものより大規模のものが優遇され、個人よりも法人に對して負擔が輕く、高度資本主義への達成にあらゆる便宜が與へられてゐたのである。

株式配當の四割控除、公社債及び預金の源泉課稅、法人所得稅と個人所得稅の輕重、動產と不動產の負擔の不合理等何れも時代的思想の現れである。一方農村に對しては苛重な戶數割、地租、特別地稅、段別割等農民の收入に比例しない財產稅的な重稅が課せられたのである。

では何故法人と個人、都市と農村、動產と不動產との間に負擔の不均衡が生じたかについて考へてみやう。

我國における資本主義の發生は、歐米列强に比べてはるかに立ち遲れてゐた。そのため



急速に資本主義を確立するためには資本主義發展の常道を歩む暇がなかつた。つまり國家の手によつてつくられた速成の資本主義であつたのだ。我國の資本主義は其の構成上に矛盾を持つてゐるのである。言葉を換へて言へば、我國に於ける資本主義の發展は、農村を搾取することによつて達成されたと言ひ得るのだ。こゝに負擔の不均衡を生ずる必然性があつたのである。

今回の改革によつてこの『負擔の不均衡』がある形式的ながら是正されたことは認めることができる。この不均衡を本質的に是正するためには、我國資本主義の構成上の矛盾から是正しなければならない事になる。しかしこのことは經濟界を混亂に導くものであるが爲に、言ふべくして行はれないことだ。だから一時負擔の不均衡が是正されたとしても、本質的の矛盾が矯正されない以上、やがて又新しい負擔の不均衡が生ずるであらう。しかし形式的にせよこの『負擔の不均衡』が是正されたことは喜ぶべきことである、

以下改革案の各項目に就て檢討してみやう。

# 所得税の改正は大衆の負擔輕減に逆行する

第一種即ち法人に對する所得税は大體倍加された。超過所得の場合に於ては二倍から二倍半の增税となつてゐるが、附加税が一割に制限されたことによつて全般的にみると八割程度である。これは今までが法人に輕すぎたのであるからむしろ當然である。

しかしこゝに吾々は十分の注意を拂はなければならない。それはこの改正による資本家の負擔の增大を、資本家が自分の所得の中から負擔するのなら問題はないが、それを大衆の負擔に轉嫁する惧れがないか、といふことである。政府當局は「時節がらそんなことをする資本家はなからう。もしあれば自ら墓穴を掘るものだ」と言つてゐるが、營業收益税財産税、賣上税などの賦課によつて資本家の負擔が加重する以上、勞働條件、賃銀の低下若くは生産品の値上による消費者への轉嫁となつて現れるであらうことは當然考へられる問題である。この點吾々は十分の考慮を拂ふべきであらう。

第二種の公社債利子、銀行預金利子等に對する從來の源泉課税を綜合課税に改めたことは、從來から唱へられたことであり、又理論上當然のことである。しかし申告に際して虚僞の申告をなすとか、又脱税に對してどう取締るかが問題である。

第三種所得税の免税點を千二百圓から千圓に引下げたことは、一般勤勞階級にとつてはまさに大問題である。從來所得税は有産階級に屬する人々に對する課税であつて、大衆税ではないとされてゐた。しかしこれは第一種、第二種所得税に對しての見方であつて、從來とても第三種所得税の場合は決してさうではない。都會に於ける年收千二百圓の俸給生活者の生活は決して樂なものではない。

例へば年二回のボーナスを加えて年收千二百圓に達するものといへば、かりにボーナスが二回を通じて三十割とすると、月給八十五圓のものは納税義務を生じてくるわけであるが千二百圓ならまだ大衆税とは云へないかもしれない。しかしこれが千圓に引下げられたのだから今度は當然大衆課税となつたわけである。農村に於ては或はまだこの程度では大衆税の性質を帶びてゐるとは云へないかもしれないが、都會生活者、俸給生活者の場合には、ボーナスを見積らなくても月給八十五圓、年三十割のボーナスを見積ると月給七十圓

の給料生活者は所得税を納めなくてはならないわけだ。

しかもこの免税點を引下げることによつて一體いくらの増收を得るかと言ふと、僅かに約三百五十萬圓にしか過ぎないのである。この僅かの財源を得るために三十萬人の少額所得者に對して所得税を負擔させることは、當局の言ふ大衆負擔の是正にまさに逆行するものではないだらうか、むしろ當局としては國民大衆の所得の増收をはかり、現在千圓の收入ある者が千二百圓の所得者になり得るやうとむべきではないだらうか。所得税には附加税もあるのだ。さうでなくても少額所得者はインフレ財政以來決して惠まれゐるとは言へないのである。

第三種所得税金額別人員は昭和九年度の調査によれば

| | | |
|---|---|---|
| 二千圓以下千二百圓迄 | 四五九、四七二人 | 五二% |
| 五千圓以下 | 二九〇、三五九人 | 三三% |
| 一萬圓以下 | 七八、九九四人 | 一〇% |
| 一萬圓以上 | 四八、〇九二人 | 五% |
| 計 | 八七六、九一七人 | 一〇〇% |



となつてゐる。しかも今度は新しく約三十萬人の負擔者が増加するわけであるから、免税點を千圓に引下げたことは、所得税の大衆税化と言はれてもやむを得ないであらう。

なほ累進率引上げの結果、最高額四百萬圓以上の所得に對しては百分の五十六、即ち所得額の約六割が徴收されることになつたが、實際にこんな税率を課せられる所得のあるものは一人もないので、三百萬圓級が　人、三井の當主でも二百萬圓前後ださうである。

## 財政收入強化のための賣上税

賣上税の新設は財産税と共に、財政の戦時體制化への準備である。この税は歐洲大戦當時ドイツとフランスで創められたもので、今回の場合は税率も僅少であるから、それが直ちに大衆に大影響を及ぼすものとは考へられないが、税率を引上げることによつて頗る簡易に多額の税收入をあげることが出來るので戦時に於ける財政上重要なる財源となし得るものである。

性質上から見ると消費税的の作用をもつて居り、大衆に轉稼される惧れのある大衆消費税である。しかも一つの商品が製造業者から問屋へ、問屋から卸賣人へ、卸賣人から小賣人へ、小賣人から消費者へといふやうに、中間商人が介入する度に課税されるのだから一つの商品に對して幾度も課税されることになり、それが結局は全部消費者に轉嫁される性質を持つてゐる。

この税は商品の利益歩合の多少に關係なく、總賣上額に對して課税されるのだから、一面利益歩合の多い商品ほど負擔が輕いわけである。このことは小資本よりも大資本に負擔が輕いと言ふことになる。

一つの商品を製造して賣り出す場合、中小工業者は自由競爭の結果、價格維持が困難であり利益歩合も少くなる。之に反して大資本による企業は、コンツエルン、トラスト等によつて統制されるために一定の價格を維持することが容易である。だから賣上税の負擔の場合も小資本に比べて負擔は輕いことになり、又これを大衆に轉嫁するにも至つて容易であるといふことが出來る。



ドイツ、フランス等に於ける高率の賣上税が、財源としては誠に豊富なものであつたが結局大衆生活を窮乏のどん底に陷らしめたことは、本税が如何に大衆に關聯が多いかを物語るものだ。

## 消費税の増徴は反大衆的である

消費税が如何に大衆生活と深い關係をもつてゐるかについては次の表をみれば明かである。

牧入階級別による實牧入に對する消費税負擔額割合(單位%)(現行税法による)

| | 給料生活者 | 勞働者 | 總數 |
|---|---|---|---|
| 六〇圓未滿 | 一、九〇 | 二、六四 | 二、六〇 |
| 八〇圓〃 | 二、〇〇 | 二、四二 | 二、三四 |
| 一〇〇圓〃 | 一、九七 | 二、三二 | 二、二五 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一二〇圓〃 | 一・七八 | 一・七八 | 一・七八 |
| 一四〇圓〃 | 一・六七 | 一・九〇 | 二・八〇 |
| 一六〇圓〃 | 一・六三 | 二・二二 | 二・八六 |
| 一八〇圓〃 | 一・四九 | 二・〇五 | 二・七一 |
| 二〇〇圓〃 | 一・四七 | 一・九九 | 二・六一 |
| 二〇〇圓以上 | 一・二三 | 一・八六 | 二・三六 |

當局は消費税の増収が消費者大衆に轉嫁されることうないやう、制度が統制強化、監督制度擴充を行ふといつてゐる。資本家的利潤に相當する部分を大衆が負担することは、なるほど消費税は大衆税ではない。しかも今回の改正に於ても、麥酒會社が増徴による加重を全部負担するのは嫌だ、當然ビールの値上げをけふと言つてゐるのはどうしたことだ。このことの反面には麥酒の專賣に對する會社側の掛引もあるらしいが、麥酒會社に限らず之れは全ての資本家の一樣に考へることであり、又現在まで行はれて來たことである。消費税が大衆税であることに既に異論はないはずである。



今回の改正に於ては酒税は、品質によつて等級をつけ、高級品ほど高い税を課することになつてゐるが、このことは高級品から下級品へ消費の移行が當然伴つてくる。結局税金が高くなつて酒の値が上つても、高級品を飲める階級はそれでもよいとして、それの出來ない階級は安い酒を飲まなければならないことになるわけである。

安い酒は品質の惡い酒のことである。これは國民大衆の健康保持といふ點からみると大問題である。禁酒論がやかましく唱へられてゐる一方に、酒の需要は年々増加する傾向にある。勤勞者階級にとつて、夕の勞苦を忘れるための一杯の酒は　明日の活動の原動力でもあるのだ。

砂糖についても現在白砂糖一斤に對して八錢乃至九錢の消費税が課せられてゐる。この外關税があるから結局一斤の砂糖について十二錢乃至十三錢の税金を拂はせられてゐることになる。今度はこれに對して二割程度の増税が行はれ、飴にも課税されることになる。

このほか織物消費税も一割程度引上げられ、メリヤス、フエルト、レースにも課税されることになり、ガソリンに對しても一ガロン當り五錢の消費税が課せられることになる。

この消費税の増徴は、國民大衆の消費の減退を來たす傾向を多分にもつてゐるので、結局のところ税率の引上げも、期待した増收をあげ得ないことになるのではないだらうか。

ドイツは大戰後の恐慌を打開するために、消費税を極度に引下げた結果、遂に國民の生活が窮乏し、荒廢其の極に達したのである。そのために消費税増徴もある程度以上には行ふことが出來なくなつた結果、再び直接税の増徴の方向轉換をせざるを得なかつた事實がある。

### 煙草の値上

煙草の値上も當然消費税の増徴と同じ性質をもつてゐる。當局はバットをはじめ其の他の値上によつて約二千六百萬圓の増收を目論んでゐるが、この數字の大部分は大衆煙草バットを一錢値上することによつて得られるのであつて、結局それだけ大衆の負擔を増すことになる。



## 大衆と有産階級の負擔の比較

今回の改革案によつて増徴される税金のうち、有産者と大衆の負擔はどんな割合になつてゐるか調べてみやう。

**大衆の負擔となる増徴分**

| | | |
|---|---|---|
| 酒税 | 日本酒（二割増徴として） | 三五五八萬圓 |
| | ビール（六割〃） | 一六〇八圓 |
| 織物消費税（一割〃） | | 四二八圓 |
| 砂糖消費税（二割〃） | | 一七三六圓 |
| 第三所得税の免税點引下による | | 三五〇圓 |
| 同　五千圓以下の所得者の増徴分（平均二割として） | | 五〇〇圓 |
| 煙草値上による | | 二六〇〇圓 |

其の他、賣上税、ガソリン税

**有産者の負擔となる増税分**

| | | |
|---|---|---|
| 法人所得税（普通所得一〇割増税として） | | 五二八一圓 |
| 第三所得税（五千圓以上三割 〃 ） | | 二六〇三圓 |
| 相續税（一〇割 〃 ） | | 三二六一圓 |
| 營業收益税（法人一割 〃 ） | | 三九一圓 |

其の他、國債への課税、有價證券移轉税、財産税（昭和十一年度豫算による）

しかし以上のうちから附加税の輕減による額だけ控除して考へる必要がある。それにしてもこの比較によつてみると今度の改革が必ずしも負擔の不均衡を是正したものであるとは思へない。

國民生活の安定が今回の税制改革の基調であり、當局は負擔の不均衡を是正することによつて生活の安定が得られると言ふ。即ち擔税力の無いものに課税するのではなく、擔税力があると認められるものに對して課税するのだから、國民大衆は其の力に應じて、其の



範圍内で負擔すればいゝ。有産者には其の財産所得に應じて重課する。これが當局の言分である。

しかし負擔の不均衡を是正することが即ち國民生活安定とはならない。負擔を輕減してこそはじめて國民生活の安定が得られるわけである。大衆の生活はインフレーション以來決して惠まれてゐるとは言へない。物價は高くなるが、勞賃はむしろ低下してゐるのが現狀である。税金はいくらでも安い方が良いに決つてゐる。

しかしこの現下の非常時局切拔けのために、これもやむを得ないこととすれば、今回の増税に關する限り吾々も國民當然の負擔として幾分の犧牲は忍ぶ可きであらう。しかし我國現在の財政が果して今回の改革によつて强化され、健全化されて、今後幾多の重要國策を遂行する上に於て増税を必要としないであらうか、こゝに吾々は多くの疑問を持つ。

# 國民生活安定の行方

## 增稅によつて果して財政は强化されるか

今回の稅制改革によつて果して當局の言ふが如くに、非常時局に直面した我國の財政は强化され、健全化されるといふに、筆者は多くの疑問を持つてゐる。

稅收增加の外、煙草の値上、關稅の引上、郵便料金の値上に伴ふ特別會計の繰入れなどによつて、當局は五億乃至六億圓の增收を見積つてゐるけれども、このうち三億圓は地方に於ける戶數割の廢止、家屋稅の中央移管、其の他雜種稅の整理輕減にかゐる地方財政調整交付金として地方財源に割當てなければならないのであるから、實際に財政確立のために用ひられる分は二億乃至三億圓にしかすぎないわけである。しかるに來年度の豫算要求額は三十二億圓にのぼつてゐるのだ。

前述の如くに假りにこれを二十八億圓程度に査定し得たとしても――この程度に削減し



得るかどうかも頗る疑問である。豫算の膨脹の大部分は軍事費であり、しかも寺內陸相は「新國防充實計畫に基く軍事豫算は自制するだけ自制したのだから、削減されるものとは考へてゐない。明年度豫算は三十億圓を限度とするといふことも聽いてゐない」(十月二十六日東朝)と言つてゐる位であるから、來年度豫算は或は三十億圓を突破するかもしれない――本年度よりは五億圓の膨脹である。

この五億圓のうち二億圓乃至三億圓を今回の改革による增收で賄ふとしても、その殘りの分は赤字公債の增發によるより外にないわけである、さうなれば來年度の赤字公債を行高は本年度の七億圓に更に二億乃至三億を增すことになつて、結局十億圓前後は下らないものと見られるわけである、

こゝで吾々の考へなくてはならないことは、十億圓の公債を發行すれば、利率を三分五厘として、毎年三千五百萬圓の利子を負擔しなければならないことであり、これは毎年經常費として當然固定してゆくわけである、

しかもこゝ數ケ年間は國費は膨脹こそすれ減少するものとは考へられない。赤字公債の

増發は今後とも續くであらう。このことは馬場藏相が「赤字公債は今日の各般の情勢からみて、將來も減少するものとは思はれぬ」(東朝)と語つてゐるのをみても明かである。

さうだとすれば、二億圓や三億圓の健全財政資金はおそらく數年を出でないうちに涸渇してしまふわけである。國家としても利子で公債を發行するわけにはゆかないのだ。そこで公債を發行すれば毎年莫大な利子を支拂はなければならない。これがだん〳〵かさんで利拂の能力がなくなり、利子の分までを赤字公債で調達しなければならないことになればこの時は國家財政の破綻である。

このやうな點から今回の增稅は健全財政確立のための增稅ではなくして、公債增發のための增稅であるとも考へられ、又やがて第二第三の增稅を行ふ準備のための稅制改革であるともみられるわけである。

## 新しく生じる負擔の不均衡

當局は今回の政策によつて、國民の負擔の不均衡を是正し得ると云つてゐる。なる程農



村と都市、個人と法人、不動產と動產との間に於る從來の不均衡は或る程度まで是正されたことは事實である。しかし是正された不均衡は、やがて又新しい不均衡を生じてくる。

惡稅中の惡稅、農村の癌といはれてゐたところの戶數割の廢止は、それだけで一億二千萬圓の農村に於ける租稅負擔を減少した。其の外に雜種稅、附加稅の節減はたしかに農村の經濟的重壓の一部を取除くに役立つてはゐる。しかしてその反面に國庫から地方に對して輕減された分と同額の財源を交付しなければならないのである。この分は當然他に重課されることになるわけである。この新しい負擔がどこに課せられることになるかは、前述の說明によつて明かなごとくである。

現行の稅制に於ても、租稅總收入八億二千九百萬圓(昭和十年度)の內、有產者の負擔とみられるもの——所得稅、地租、營業收益稅、資本利子稅、相續稅、鑛業稅——は三億五千萬圓であるのに對して、大衆負擔とみられるもの——酒稅、砂糖消費稅、織物稅、專賣局益金——は五億二千萬圓に達してゐるのだ。

この上に今度は所得稅の免稅點引下による少額所得者への課稅、賣上稅の新設、其の他

の増徴によつて、大衆の負擔は一層加重されることになるのである。

間接消費税はその全部が大衆の負擔であるとはいへないかもしれない。このことは所得税が必ずしも有產者の負擔とは限らないのと同様であり、又實際に直接税よりも間接税の方がより重い負擔を課せられてゐるのである。この點は次の内閣統計局の調査によつて明かであり、又勤勞階級の少額所得者ほど間接消費税の負擔が重いことを説明してゐる。

給料生活者及び勞働者の收入階級別による實收入に對する公課

| | 公課% | 間接消費税% | 計% |
|---|---|---|---|
| 六〇圓未滿 | 〇・二六 | 二・六〇 | 二・八六 |
| 八〇圓〃 | 〇・二七 | 二・三四 | 二・六一 |
| 一〇〇圓〃 | 〇・二四 | 二・二五 | 二・四九 |
| 一二〇圓〃 | 〇・二六 | 一・七八 | 二・〇四 |
| 一四〇圓〃 | 〇・二七 | 一・八〇 | 二・〇七 |
| 一六〇圓〃 | 〇・四〇 | 一・八六 | 二・二六 |
| 一八〇圓〃 | 〇・四七 | 一・七一 | 二・一八 |
| 二〇〇圓〃 | 〇・六八 | 一・六一 | 二・二九 |
| 二〇〇圓以上 | 〇・九六 | 一・三六 | 二・三二 |



以上の如く勤勞階級の國税負擔の割合は、少額所得者ほど重いのである。

なほその上に、國費の膨脹が大部分軍事費であるので、公債發行によつて得た財源は、主として軍需工業方面にばら撒かれることになるから、景氣は益々跛行的になり、全般的の好景氣は望み得べくもない狀態である。

その結果赤字インフレによつて物價は騰貴するが、大衆の生活はいさゝかも惠まれることなく、反つて生活の水準は低下する傾向にある。こゝに勤勞大衆は其の生活の上に二重の重壓を被ることになるのである。

國民生活の安定は負擔の不均衡是正となり、負擔の不均衡是正は大衆への負擔となつて吾々の生活にのしかゝつて來たのである。今回の税制改革案なるものは、結局反大衆的の點が頗る多いことを殘念ながら肯定せざるを得ないのである。

369
45-6

昭和十一年十一月十四日印刷
昭和十一年十一月十八日發行

版權所有
不許複製

增稅の必然性と國民生活安定の行方

定價十錢　送料二錢

著者　山上進

發行印刷者　東京市杉並區高圓寺七ノ九〇一　楠駿二

印刷所　東京市芝區田村町四ノ九　邦友新聞印刷社

發行所　東京市杉並區高圓寺七ノ九〇一　さんもん書房　振口特座東京一二〇〇二七番

取次店　東京市麹町區有樂町二ノ二　森田書房
大阪市北區堂島上二丁目二ノ五　新正堂書店

特約店　東京鐵道局公認　鐵道保養會
（鐵道各驛ホームスタンド一手販賣）

さんもん書房